

地域密着型介護老人福祉施設 三島の杜 利用料金表

2025年7月

個室		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	第1段階	¥62,826	¥65,254	¥67,819	¥70,316	¥72,710
	第2段階	¥65,526	¥67,954	¥70,519	¥73,016	¥75,410
	第3段階①	¥88,026	¥90,454	¥93,019	¥95,516	¥97,910
	第3段階②	¥109,326	¥111,754	¥114,319	¥116,816	¥119,210
	第4段階	¥144,726	¥147,154	¥149,719	¥152,216	¥154,610
2割負担		¥172,152	¥177,009	¥182,139	¥187,132	¥191,920
3割負担		¥199,578	¥206,863	¥214,558	¥222,048	¥229,230

※30日分(食費・居住費を含む)

【料金内訳】

介護福祉施設サービス費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型 個室	1割負担	682単位/日	753単位/日	828単位/日	901単位/日	971単位/日
	2割負担	1,364単位/日	1,506単位/日	1,656単位/日	1,802単位/日	1,942単位/日
	3割負担	2,046単位/日	2,259単位/日	2,484単位/日	2,703単位/日	2,913単位/日

自費		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	(基準費用額)
食費		300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,700円/日	1,445円/日
居住費	ユニット型個室	880円/日	880円/日	1,370円/日	1,370円/日	2,260円/日	2,066円/日

※食費(食材料費+調理費相当) ※居住費(室料+光熱水費相当)

【介護保険の給付対象とならないサービス費】

特別な食事	要した費用の実費
理髪	要した費用の実費
医療費 (診療費、薬剤費、インフルエンザ等予防接種)	要した費用の実費
日常生活上必要となる諸費用 (個人使用の化粧品、嗜好品、日用品等)	要した費用の実費
日常生活用品購入代行サービス	無料
洗濯 ※施設内で行う洗濯	無料
クリーニングサービス(必要なものに限る)	要した費用の実費

※おむつ代は介護保険給付対象となっています。

【 加算(1割負担) 】

主な加算	加算料金	説明
日常生活継続支援加算Ⅱ	¥46／日	要介護度4以上、日常生活に支障を来す恐れのある症状または行動がある利用者を受け入れ、入所者の日常生活を営む上での課題を把握し、状況等の評価を行い、利用者への適切なケアを図ることを評価する加算
夜勤職員配置加算Ⅱ(イ)	¥46／日	夜間の人員基準よりも介護職員と看護職員を多く配置し、安全性を保っている事業所を評価する加算
看護体制加算Ⅰ(イ)	¥12／日	入所者重度化に対して必要となる、医療・看取り介護に対応し、死を迎えるまで生活する住まいである「終の棲家」としての役割を担うために看護職員を手厚く配置している事業所を評価する加算 常勤の看護師を1人以上配置
看護体制加算Ⅱ(イ)	¥23／日	入所者25人ごとに常勤換算で1人以上の看護師を配置し、24時間の連絡体制を整えていること
看取り介護加算Ⅰ1	¥72／日	終末期にある高齢者に対して、24時間の医療連携体制等により介護施設で行われる「看取り介護」を評価し、その取り組みに対する加算 算定日：死亡日以前31日～45日
看取り介護加算Ⅰ2	¥144／日	算定日：死亡日以前4日～30日
看取り介護加算Ⅰ3	¥680／日	算定日：死亡日の前日・前々日
看取り介護加算Ⅰ4	¥1,280／日	算定日：死亡日
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間及び深夜を除く配置医師の勤務時間外の場合)	¥325／日	配置医師と施設の間で、緊急時の対応方法や情報共有の具体的な取り決め、複数名の配置医師を配置するか、協力医療機関の医師と連携して24時間対応可能な体制を確保したうえで、入所者が急変した際に、配置医師が対応した場合に算定する加算 ※看護体制加算Ⅱを算定している場合に算定可能
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間に対応を受けた場合)	¥650／日	
配置医師緊急時対応加算 (深夜に対応を受けた場合)	¥1,300／日	
栄養マネジメント強化加算	¥11／日	入所者の栄養状態を適切に管理し、健康を維持するための取り組みを評価する加算
療養食加算	¥6／食	特定の疾患(糖尿病や腎臓病、貧血等)を持つ利用者に対して、医師の指示(食事箋)に基づき、管理栄養士または栄養士が献立を作成し、適切な療養食を提供することで算定される加算
口腔衛生管理加算Ⅱ	¥110／月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上実施し、歯科医師や歯科衛生士が介護職員に技術的助言や指導を行い、入所者の口腔衛生管理計画を作成・実施し、厚生労働省に情報を提出し、適切な管理を行うことで算定される加算
経口維持加算Ⅰ	¥400／月	現に経口で食事摂取する者で、摂食・嚥下機能の低下が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他職種の者が共同して、経口維持計画書を作成・実施し、入所者の栄養管理のための食事の観察および会議等を定期的に行うことで算定される加算
経口維持加算Ⅱ	¥100／月	協力歯科医療機関を定め、同加算(Ⅰ)を算定している場合で、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わった場合に算定される加算
経口移行加算	¥28／日	経管栄養から経口摂取への移行を支援するための加算。医師や管理栄養士、看護師などが共同で計画を作成し、その計画に基づいて入所者への支援が行われた場合に算定される加算 ※算定日数：計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限る (ただし、180日を超えて、医師の指示に基づき継続して経口摂取を進めるための栄養管理や支援が必要とされる場合には、引き続き算定)

ADL維持等加算Ⅰ	¥30／月	入所者のADL値を一定期間評価し、日常生活動作(ADL)の維持や改善に取り組む成果を評価するための加算 ADL利得(改善度合い)が「1以上」で算定可能
ADL維持等加算Ⅱ	¥60／月	入所者のADL値を一定期間評価し、日常生活動作(ADL)の維持や改善に取り組む成果を評価するための加算 ADL利得(改善度合い)が「3以上」で算定可能
認知症専門ケア加算Ⅰ	¥3／日	実績を元に一定の水準を超えている場合に算定。(認知症自立度Ⅲa以上の方が対象)
精神科医療養指導加算	¥5／日	入居者の精神的・心理的ケアの質を向上させることを目的として、精神科を担当する医師が月に2回以上療養指導を行った場合に算定される加算
生産性向上推進体制加算Ⅱ	¥10／月	介護ロボットやICT技術の導入を通じて、職員の負担軽減や介護サービスの質向上を図る取り組みを評価する加算
協力医療機関連携加算	¥100／月	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築し、入所者または入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで、入所者または入居者の健康管理をより効果的に行っていきことを評価する加算
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	¥10／月	新興感染症の発生時に応じて連携体制を構築し、施設内で感染者が発生した場合に、感染拡大を防止し、感染者の療養を行うための連携体制を評価する加算 感染対策に関する研修に年1回以上参加が必要
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	¥5／月	医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御に関する実地指導を受けることが必要
初期加算	¥30／日	ご利用者が施設に慣れるまでの支援を評価する加算 ※算定日数:入所日を起点とし、上限30日以内 ※30日以上入院し、再入所された場合も算定
安全対策体制加算	¥20／回	事故の発生を防止し、万が一事故が発生した際に適切な対応を行うための体制を評価する加算 ※算定回数:新規入所時に1回に限る
外泊時費用	¥246／日	入所者が、病院への入院や自宅などでの外泊を行った際に算定。この費用は、施設がその期間中も入所者の居室を確保し、必要な対応を行うためのものである。 ※算定日数:外泊翌日から1か月につき最大6日間 (月をまたぐ場合は最大12日間)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	¥50／月	高齢者の尊厳を保持し、自立した日常性生活を支援することを理念とした介護保険サービスにおいて、科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	¥3／月	医師や看護師、管理栄養士など多職種が協力して褥瘡ケア計画を作成・実施することで、褥瘡(床ずれ)の発生を予防し、適切に管理する取り組みを評価するための加算
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	¥13／月	評価の結果、入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がないことで算定できる加算
退所時情報提供加算	¥250／回	入所者が退所する際や入院する際に、医療機関や次の施設に対して生活状況や健康状態等に関する情報を提供することで算定される加算 ※算定回数:1月に1回に限る
再入所時栄養連携加算	¥200／回	入所者が医療機関に入院し、その後退院して再入所した際に、栄養状態や摂食機能が以前と大きく異なる場合、医療機関の管理栄養士と施設の管理栄養士が連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行うことで評価される加算 ※算定回数:退院時1回に限る
自立支援促進加算	¥280／月	介護施設に入所する利用者へ医師の医学的評価をもとに、医療・介護などの多職種が連携して支援計画を策定し、自立支援・重度化防止に向けた特別な取り組みを行い評価される加算
介護職員待遇改善加算Ⅰ	14%/月	施設のケアマネジャー や事務職員等を含む、介護サービスに従事する職員の待遇改善を図るための加算